

決 定 書 (写)

申 立 人

X 組 合

代表者 執行委員長 A

被申立人

Y 法 人

代表者 理事長 B

上記当事者間の平成28年(不)第1号 Y 事件において、当委員会は、平成29年4月13日第519回公益委員会議において、会長公益委員田中正志、公益委員小野正毅、同加藤里美、同勝俣高明、同齋藤雅代が出席し、審議の結果、次のとおりとする。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

申立人 X 組合 は、別紙平成29年4月13日付け資格審査決定書の写しのとおり、労働組合法上の救済を受ける資格を有するものと認められない。

よって、労働委員会規則第33条第1項第2号の規定により主文のとおり決定する。

平成29年4月13日

山梨県労働委員会

会長 田中正志 